

# 「東京 2020 オリンピック・パラリンピックにおける パブリックビューイング等企画運營業務委託」業務説明資料

## 1 件名

東京 2020 オリンピック・パラリンピックにおけるパブリックビューイング等企画運營業務委託

## 2 業務目的

本委託事業は、「パブリックビューイング」と「隣接イベント」の2つの事業の企画及び計画策定、運営を行うものです。

パブリックビューイングとは、オリンピック・パラリンピック競技大会の期間中、競技会場外で誰もが大型スクリーンを利用した競技中継を通じて競技観戦を楽しみ、大会の感動と興奮を共有できる機会を提供する場です。

なお、パブリックビューイングには下表の3区分があり、本市における開催予定は記載の通りです。

区分	実施主体	コンテンツ	実施期間	本市の予定
東京 2020 ライブサイト	東京都又は関係自治体が、組織委員会と共同主催	競技中継、会場装飾、競技体験、ステージイベント、大会パートナー出展、主催者展示、飲食売店、公式ライセンス商品販売等	東京 2020 大会期間中、任意	オリンピック期間に開催 【本業務には含まない】
コミュニティ ライブサイト	地方自治体（都道府県、市町村及び東京都特別区）	競技中継、会場装飾、競技体験、ステージイベント、主催者展示、飲食売店		各区が主催して実施 【本業務には含まない】
パブリック ビューイング	全国の自治体及び組織委員会と放映権者が実施に合意する団体・組織	競技中継		オリンピック期間・パラリンピック期間に開催 【本業務内で実施】

隣接イベントとは、東京 2020 大会の盛り上げや市内の観光・文化・経済等の情報発信拠点として、地域の賑わいや市内回遊につなげることを目的に、パブリックビューイング会場に隣接する会場で、別イベントとして実施します。

2つの事業を企画・運営することで、市内外から訪れる多くの観戦客やメディア、多くの市民の皆様と共に盛り上げ、大会の熱気を横浜の活性化につなげる拠点として、本事業を実施します。

## 3 本事業の目標

- (1) 2つの事業は明確な区分けを行いつつ、おもてなしを演出する空間を創出する。
- (2) パブリックビューイングでは、一体感のある応援スタイルで大会の盛り上げを創出する。
- (3) 市内回遊につながる魅力的な情報発信拠点とする。
- (4) 事業を通して、共生社会の推進を図る。

#### 4 事業概要

	パブリックビューイング	隣接イベント
主催 (形態)	横浜市 (東京 2020 大会公式イベント)	横浜市 (横浜市オリジナルイベント)
実施期間	令和 3 年 7 月 21 日 (水) ~ 8 月 8 日 (日) (オリンピック期間 19 日間) 8 月 24 日 (火) ~ 9 月 5 日 (日) (パラリンピック期間 13 日間) ※開催時間は 10 時から 22 時までを原則としますが、競技中継やイベント等の実施時間を考慮のうえ、変更することがあります。	
会場	横浜市役所アトリウム、展示スペース、市民協働推進スペース、北プラザ、南プラザ及び水辺プラザ ※両事業が関連を持ったイベントと認識されないよう、明確に区分した会場構成とする。また、すべてを使用する必要はありません。	
実施コンテンツ	競技中継のみ	6 業務内容 (1) に事例を記載
入退場	入退場ゲートを設置し、定員管理を実施	入退場自由
参加料	無料	

#### 5 委託期間

契約締結日から令和 3 年 10 月 29 日 (金) まで

#### 6 業務内容

- (1) 情報発信拠点としてのコンセプト、発信方法、会場構成の企画作成 (2 事業を包括するもの)  
東京 2020 大会を通じた市民及び来街者の拠点として、以下の項目についての企画を作成する。

##### 【イベント共通】

- ア コンセプト、ターゲット、テーマの設定  
イ 会場図面、パース図、開催日の実施スケジュール (ある 1 日のモデルケース) の作成  
コンテンツ配置図及び人員配置図 (警備員・運営スタッフ・都市ボランティア)、最寄り駅から会場までの来場者アクセス経路図、入場待機エリアと入退場動線。  
パブリックビューイング会場は、隣接イベントと明確に区分し、専用入退場ゲートを設けること。

##### ウ 広報計画の作成

##### 【パブリックビューイング】

コンテンツ	内容
競技中継	会場既設の 270 インチ LED ビジョンを活用し、開閉会式や競技のライブ中継等を実施します。 ※テレビ番組表が公表されるのは大会 1~2 か月前のため、公表後放映スケジュールを遅滞なく作成できるよう、競技の選択基準等をあらかじめ準備してください。

##### 【隣接イベント】

隣接イベントの視点①~③に沿って、コンテンツとツール (展示ブース、ワークショップ、ステージイベント、ウェブサイト、SNS 等) を組み合わせ、情報発信拠点として魅力的な企画

を提案してください。また、隣接イベントの名称を考案してください。

なお、各視点に記載したコンテンツは事例です。

コンテンツ	内容
<b>視点① 東京 2020 大会を盛り上げる情報発信拠点</b>	
・東京 2020 大会情報発信	市内のライブサイト、コミュニティライブサイト、パブリックビューイング、スペクタキュラー情報等を発信し、市内回遊につながる仕掛けを考案してください。
・その他コンテンツ	ホストタウン国紹介、学校連携の取組紹介
<b>視点② 市内回遊につながる魅力的な情報発信拠点</b>	
・横浜情報発信	市内の文化観光・交通・商店街・企業情報等を発信し、市内回遊を促します。
・その他コンテンツ	ステージイベント、各局事業紹介
<b>視点③ オリパラを通して平和や共生社会について楽しく考える拠点</b>	
・来訪者が参加できるワークショップ	委託者と協議して、来訪者が参加できるワークショップを実施してください。
・その他コンテンツ	パラトリエンナーレ展示、フォトモザイクアート展示

※そのほか、大会関連プロジェクトとして、映像を使ったモニュメントを設置すること。企画内容は受託者決定後に提供します。

## (2) 運営計画書の策定

(1) の企画を踏まえ、以下の項目を盛り込んだパブリックビューイング・隣接イベントの運営計画書を、それぞれ作成すること。

### 【イベント共通】

ア 運営スケジュール

イ 横浜市・都市ボランティア

市が公募する横浜市・都市ボランティアの管理・運用を行うこと。

ウ 警備

来場者が安全・安心に過ごせるよう、地元警察等とも連携し、自主警備を行う。警備にあたっては、以下の項目について警備計画を作成し、実施すること。①定員管理、②会場範囲の明確化、③来場者の誘導や投げ込み防止等の安全対策、④期間中の夜間警備

エ 消防

火災及び地震等の災害時の初期活動や応急対策を円滑に行い、来場者及び関係者の安全を確保するための避難動線、防火管理責任組織体制等について、消防計画を作成すること。

オ コロナ感染症対策

「東京オリンピック・パラリンピック競技大会における新型コロナウイルス感染症対策調整会議」等を参照し、必要な対策について委託者と協議し、実施すること。

カ 装飾

パブリックビューイング、隣接イベントそれぞれに、案内看板や会場の装飾を行うこと。なお、本イベントは本市主催で行うため、組織委員会と調整のうえで、組織委員会が開発し指定する PR ツール (エンブレム・ロゴマーク等) 等を作成・使用することができます。

キ 暑さ対策、アクセシビリティ対応、危機管理、環境配慮

ク 持続可能性への取組

持続可能性の観点から、調達物品の再使用・再生利用や廃棄物の 3 R (リデュース、リ

ユース、リサイクル)等に配慮した取組を行うこと。

#### ケ 実施に係る経費の算出

##### 【パブリックビューイング】

#### コ 大会パートナーの権利保護

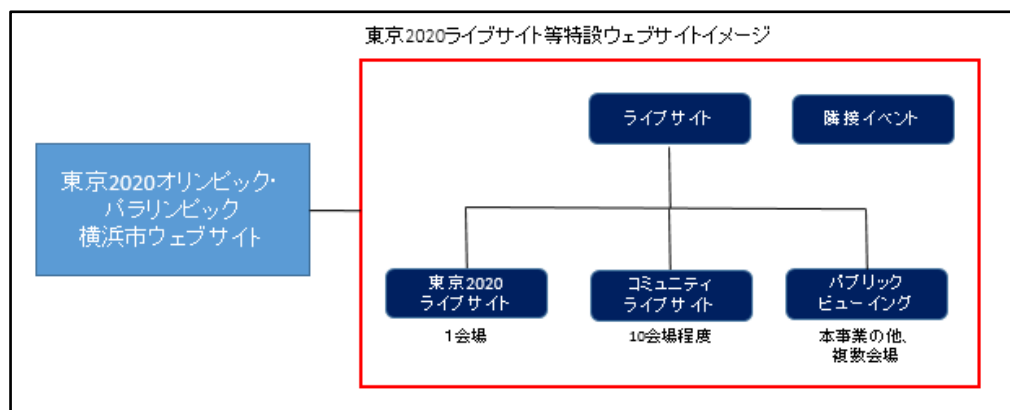
東京 2020 大会の大会パートナーの権利保護に配慮した運営を行うこと。また、会場内や広報・PR等において、非大会パートナーのブランド等の露出がないよう、マスキング等を実施すること。

#### (3) 競技中継番組表の作成

#### (4) 横浜市・都市ボランティア事前研修の実施

#### (5) ウェブサイト等の開設

東京 2020 横浜市ウェブサイト内にライブサイト等特設ウェブサイトと隣接イベントウェブサイトを作成し、開設すること。特設ウェブサイトでは、市内で実施するライブサイト、コミュニティライブサイト、パブリックビューイング等の情報を集約し、分かりやすく情報発信できるレイアウトを構築すること。また、横浜市オリンピック・パラリンピック公式 SNS (ツイッター・インスタグラム等) において、デイリープログラムや緊急情報 (競技中継番組表変更・入場規制・開催中止・自然災害等) 等を随時発信すること。



#### (6) スタッフウェアの作成

#### (7) イベント保険への加入

会場設営からイベント当日、撤去までを対象としたイベント保険に加入すること。

#### (8) 期間中の会場運営等

ア パブリックビューイング (競技中継) の実施

イ 隣接イベントの実施

ウ 特設ウェブサイト・SNS の更新

エ 都市ボランティア管理・運用

#### (9) 会場設営 (再設営)・撤去

開催期間外 (オリンピック期間とパラリンピック期間の間) は、一旦会場設備を撤去・保管し、パラリンピック期間前に再設営すること。

### 7 成果物の提出

当該委託業務が完了した際は、参加者数や取組状況等を記載したイベント実績報告書を作成し、委託者へ提出すること。なお、様式は任意のものとする。

上記報告書のほか、パブリックビューイングについては、実施報告書を東京 2020 大会組織委員会が指定する様式等により、委託者に提出すること。

提出方法、提出期限等については、委託者の指示に従うこと。

## 8 業務スケジュール（予定）

令和3年度	6月中旬	運営計画書提出
	7月上旬	中継番組表作成
	7月19日・20日	会場設営
	7月21日～8月8日	業務実施（オリンピック期間）
	8月9日	撤収
	8月23日	会場再設営
	8月24日～9月5日	業務実施（パラリンピック期間）
	9月6日	撤収
	9月中旬	実施報告書（組織委員会提出用）提出
	10月下旬	実績報告書（イベント全体）提出

## 9 条件・仕様

- (1) 提案された内容は全てにおいて実施することを確約するものではなく、内容については、委託者と受託者との双方で調整するものとする。
- (2) 本業務受託者は本市「委託契約約款」に定める事項を遵守すること。なお、本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で協議のうえ決定すること。
- (3) 会場の図面及び関連資料については、参加資格を有する参加意向申出書を提出した事業者提供します。
- (4) (3)において提供する情報は必要最小限の利用とするなど取扱いに注意し、委託者の許可なく、参加意向申出書を提出した事業者以外への提供及び本業務以外で利用はしないこと。
- (5) 本委託業務にかかる業務を委託者と協議して開催し、司会・進行及び議事録を作成し、委託者に提出すること。

## 10 業務進行上の注意

### 【イベント共通】

- (1) 会場内のアンブッシュ対策について、サンプリング行為、特定の企業・製品を宣伝する旗・横断幕が出現しないよう、配慮すること。
- (2) 受託者は、業務全般の管理監督及び本市との連絡・調整を行う管理責任者を置き、当該業務に関し十分な知識・経験を有する者を充て適切に行ってください。
- (3) 業務の実施に当たっては、会場周辺の地域特性等を十分に考慮した上で、具体性の高い内容となるよう配慮してください。
- (4) 本業務で作成した制作物に係る一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は本市に帰属する。また、受託者は本市または本市が指定する第三者に対し著作権者人格権を行使しないものとする。
- (5) 他の個人・団体等の著作に係る文献や資料等を引用する場合は、受託者において著作権者の了解等を得た上で、引用した文献等の名称を明記すること。第三者が権利を有する資料を使用する場合には、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担、責任は、受託者が負うこととします。
- (6) 本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、委

託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。

**【パブリックビューイング】**

- (7) 東京 2020 大会組織委員会との調整は、委託者が行います。
- (8) 東京 2020 大会の概要、大会ビジョン、競技日程、コアグラフィックス等については、東京 2020 大会の公式 Web ページ (<https://tokyo2020.org/ja/>) を確認してください。
- (9) 大会パートナーの権利保護について、次のア～イを順守した提案としてください。

ア 大会パートナーの供給の機会提供

大会パートナーの製品カテゴリーに含まれる製品又はサービスを必要とする場合には、法令の範囲内で大会パートナーに対し、当該製品又はサービスの供給の機会を与えること。

イ 大会パートナー以外の第三者から調達する場合

やむを得ず第三者から製品又はサービスを調達する場合であっても、法的に可能な限り、当該第三者の製品又はサービスのブランドが分からない形で調達しなければならない。